



6 多健保第 904 号
令和 6 年 8 月 22 日

多摩市国民健康保険運営協議会

会 長 下 井 直 毅 殿

多摩市長 阿 部 裕 行



多摩市国民健康保険運営方針について（諮 問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第 15 号）第 2 条に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

多摩市国民健康保険運営方針について

2 諮問理由

本年 2 月に本協議会から「今後の更なる少子高齢化の進展や医療の高度化などを背景とした医療費の増大は避けられません。とはいえ被保険者に一方的に負担を求めることも限界があり、独立採算制を原則とする国民健康保険制度は既に破綻しているといっても過言ではありません。このままいけば、我が国が誇る国民皆保険制度は持続不可能と考えられます。」との意見をいただきました。

また、本年 6 月の全国市長会では「国民健康保険制度等の改善強化に関する提言」を行い、「将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。また、少子高齢化等の社会環境を踏まえ、今後の医療保険制度の将来像について、国民への丁寧な説明」を求めるに至りました。

さて、現在の国民健康保険制度は、中高齢者が多く加入し、一人当たり医療費が増加する構造的な問題を抱えています。

また、ここ数年は、国保の構造的な問題に加え、社会保険の適用拡大による被保険者数の減少や、少子高齢化の進展、昨今の物価高騰の影響など、国の施策や社会的・経済的要因により、これまで以上に一般会計からの法定外繰入れに頼らざるを得ない財政運営を強いられています。

また、制度発足時のように被保険者の中心が農林水産業や自営業といった第一次産業から、年金生活者や非正規雇用者が中心となり、制度の前提も大きく変わっています。

このような制度的背景のもと、平成30年度に「多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の3項目を推進して保険者機能の強化を図り、多摩市国民健康保険の安定的な運営を目指してきました。

しかし、本指針の取組み期間が令和5年度で終了となったことから、これまでの取組状況を踏まえるとともに、新たな課題への対応など必要な見直しを行い、厳しい中にあっても、保険者として国民皆保険制度の最後の砦としての機能を維持していく必要があります。

ついては、新たな「多摩市国民健康保険運営方針」を策定いたしますので、本協議会にて、ご審議いただきたく諮問いたします。